

◆消費税増税対策～連載記事シリーズ 7 回目～総額表示の具体的な方法

価格表示方法には、総額表示、外税表示(特例)、税抜価格の強調表示(特例)があります。総額表示方法として、3つの方法(①テイクアウト等と店内飲食の両方を表示、②片方のみを表示、③同一の価格で表示)が考えられます。今回は、①についてご紹介致します。(②、③については、次号以降でご紹介します。)

・テイクアウト等と店内飲食の両方を表示

「テイクアウト等」と「店内飲食」が同じくらいの割合で利用される事業者が、お客様が価格判断を行う際の利便性を向上するなどの理由により、両方の税込価格を表示することが考えられます。

A. 飲食店等(テイクアウト等と店内飲食の両方を行う事業者)

メニュー	
カレーライス…	600円(589円)
焼きそば…	650円(638円)
ウーロン茶…	200円(196円)

※()はテイクアウトの値段となります。

メニュー	
店内飲食(出前)	
カレーライス…	600円(589円)
焼きそば…	650円(638円)
ウーロン茶…	200円(196円)

B. 小売店等(イートインスペースのある事業者)

メニュー	
クリームパン…	108円
(イートイン)	110円

※両方の税込価格にあわせて税抜価格または消費税額を併記することも可能です。

◆キャッシュレス社会に向けて～キャッシュレス・消費者還元事業～

令和元年 10 月 1 日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引を国が支援します。

【日時】令和元年 10 月より 9 か月間(令和 2 年 6 月まで)

【内容】一般の中小・小規模事業者については、次のメリットがあります。①消費者還元 5%②加盟店手数料 3.25%以下、更に国がその 1/3 を補助③中小企業の負担ゼロで端末を導入(1/3 を決済事業者、2/3 を国が補助) ※フランチャイズの場合は①は 2%、②、③の補助はありません。

【スケジュール】(5 月中旬)中小店舗の登録開始→(7 月下旬)対象店舗の公表→(9 月)対象店舗による統一ポスター等の掲示開始→(10 月)制度開始

【詳細 URL】<https://cashless.go.jp/>

◇ 5 月の無料相談日のご案内*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

税務相談	5月 8日(水)・22日(水) 派遣税理士(松永税理士)
金融相談	5月 10日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業 5月 15日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	5月 10日(金) 行政書士会、5月 17日(金) 司法書士会 5月 24日(金) 県弁護士会
事業承継相談	5月 23日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第 4 木曜日に開催します。